

特集

公益財団法人日本スポーツ協会 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の概要

令和4年4月1日から総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（以下「登録・認証制度」という。）の運用がスタートしました。

今回は、登録・認証制度創設の経緯を含むその概要についてご説明します。

1 創設の経緯

総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）には、地域スポーツ環境の整備とともに、行政等と連携・協働したスポーツを通じた地域課題解決などの公益的な役割を期待されているものの、必ずしも十分に機能しているとはいえないとの指摘があります。

総合型クラブが公益的な役割を担っていくためには、総合型クラブと行政等のそれぞれにおいて次に示す取組を行うことが重要であることが、これまでの調査で明らかになっています。総合型クラブとしては、「総合型クラブ自らが質的充実に向けた取組を行う」ことが必要であり、行政等としては、「総合型クラブを理解し、活動施設の確保や広報等による支援」を行うことが求められています。

このことから、登録・認証制度はこれらの取組をしっかりと進めるための基盤となる仕組みとなることが期待されています。

2017（平成29）年に策定された国の第2期スポーツ基本計画において、登録・認証制度の整備に関する施策が示され、その後5年間にわたり、スポーツ庁、日本スポーツ協会、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県スポ協」という。）、都道府県行政（広域スポーツセンターを含む）及び総合型地域スポーツクラブ全国協議会（注）（以下「全国協議会」という。）、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）の皆さまとともに登録・認証制度の整備に向けた議論を進めてきました。

令和2年3月に日本スポーツ協会において登録・認証制度を制定し、その後、各都道府県内における制度や体制の整備を経て、本年4月1日から登録・認証制度の運用がスタートしました。

（注）日本スポーツ協会が2009（平成21）年に組織内組織として創設。全都道府県に創設された「都道府県協議会」を通じ、2690クラブが加入。（令和3年度時点）

2 「登録」と「認証」について

1) 定義

はじめに、「登録」と「認証」の定義について説明します。

スポーツ庁が示した登録・認証制度の枠組み(平成31年2月12日スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について」)では、「登録」と「認証」を次のように定義しています。

- ①「登録」とは、総合型クラブからの申請に基づき、制度の運用主体が「登録基準」に合致したと判断した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載する手続とする。
- ②「認証」とは、当該クラブが登録手続を完了した後、当該クラブからの申請に基づき、制度の運用主体があらかじめタイプ別に用意した「認証基準」のいずれかのタイプに当該クラブをあてはめ、タイプに応じて当該クラブを名簿に記載する手続とする。

この度、日本スポーツ協会において制定した登録・認証制度についても、この定義に基づいて「登録」と「認証」の2つの手続きについて定めることとしています。

なお、制度の枠組みに定義されている「名簿に記載する手続」とは、登録・認証制度においては、全国協議会に「登録」する手続き、又は全国協議会が「認証」する手続きとしています。

2) 「登録」と「認証」のイメージ

図1は、「登録」と「認証」のイメージ概要であり、「登録」と「認証」のいわゆる2階建ての構造としています。

登録を希望するクラブは、1階部分の登録基準を満たす必要があります。

登録基準は大きく2種類あります。図の下部にある「基本基準」と、その上にある「都道府県協議会独自基準」となります。この都道府県協議会独自基準は各都道府県の実情に応じて任意に設けることができるものです。

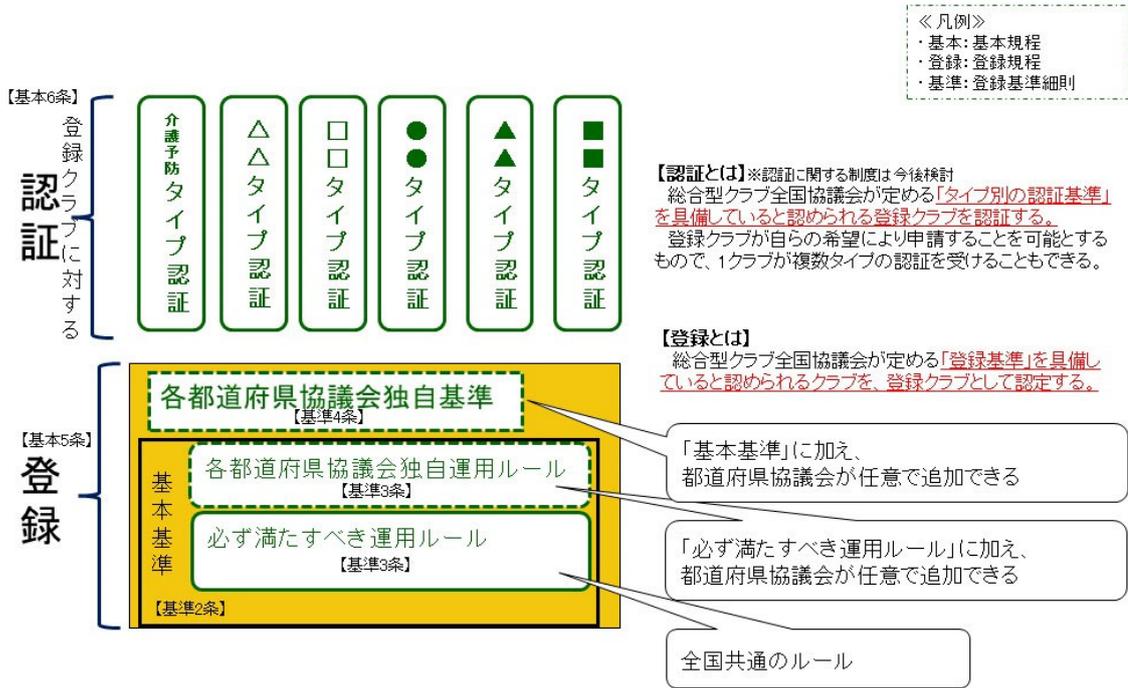
なお、基本基準の中にも2つのルールがあります。「必ず満たすべき運用ルール」、これは全国共通のルールです。そして、その上にある「各都道府県協議会独自運用ルール」を各都道府県の実情に応じて任意に追加することができるものとしています。

また、2階部分の認証については、登録しようとするクラブが登録手続きを完了した後に、さらに自らのクラブの特徴に応じた認証を希望する場合に任意での申請を可能とするものです。

認証部分の制度に関しては、現段階では策定に至っていませんので、今回ご説明する内容は、1階部分の登録に関する制度になります。

図1.「登録」と「認証」のイメージ

※登録・認証制度各種規程を基に作成



©2022 Japan Sport Association All Rights Reserved.

3) 登録基準

表1に登録基準を示しています。

表の左から2つ目の列に「分類」という項目があり、(1)活動実態に関する基準、(2)運営形態に関する基準、(3)ガバナンスに関する基準の3つに分類しています。

各分類(基準)には、それぞれ「個別基準」を設け、この「個別基準」の適用範囲として、「必ず満たすべき運用ルール」を定めています。

なお、「(1)活動実態に関する基準③適切なスポーツ指導者を配置している。」の必ず満たすべき運用ルールである「クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。」及び「定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。」に関しては、下段の※印の3に記載の通り、「当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。」としています。

このほかの基準についての説明は、紙面の都合上、割愛いたしますが、これまで総合型クラブとして設立されたクラブの多くが今回の基準を満たすことができるよう最低限の基準としています。また、前述のとおり、移行措置として当面の間は適用しないものもあります。今後、制度を運用していく中で、登録クラブの状況に応じて移行措置の終了時期については検討していきます。

表1. 登録基準

※登録・認証制度各種規程を基に作成（登録基準細則第3条・第4条）

	分類	個別基準	必ず満たすべき運用ルール
基本 基準	(1) 活動実態に 関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
		②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A)未就学児、B)小学生、C)中学生、D)高校生(～18歳)、E)～29歳、 F)～39歳、G)～49歳、H)～59歳、I)～69歳、J)70歳～
		③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
		④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4
	(2) 運営形態に 関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。※7
	(3) ガバナンスに 関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
		⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2:会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。

ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3:当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。

※4:不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5:規約・会則・定款等を指す。

※6:特別区は市町村に準ずる。

※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

©2022 Japan Sport Association All Rights Reserved.

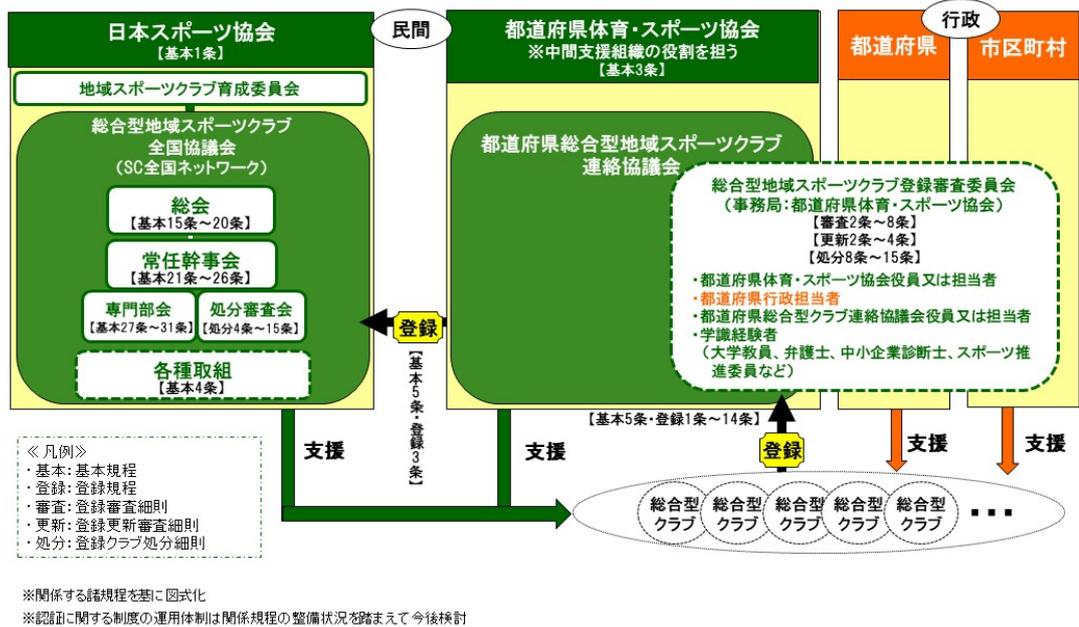
3 制度の運用体制

図2は、登録に関する制度の運用体制図となります。

図の左側に、日本スポーツ協会組織を置き、右側に都道府県レベルの組織を記載しています。左側の日本スポーツ協会では、日本スポーツ協会の地域スポーツクラブ育成委員会が全国協議会を設置しています。

また、右側の都道府県レベルでの組織体制は、都道府県協議会を都道府県スポ協が設置した組織として位置づけ、都道府県協議会、都道府県スポ協、都道府県行政の3者が登録・認証制度という一つの共通認識を基に役割分担をしていくというイメージになっています。

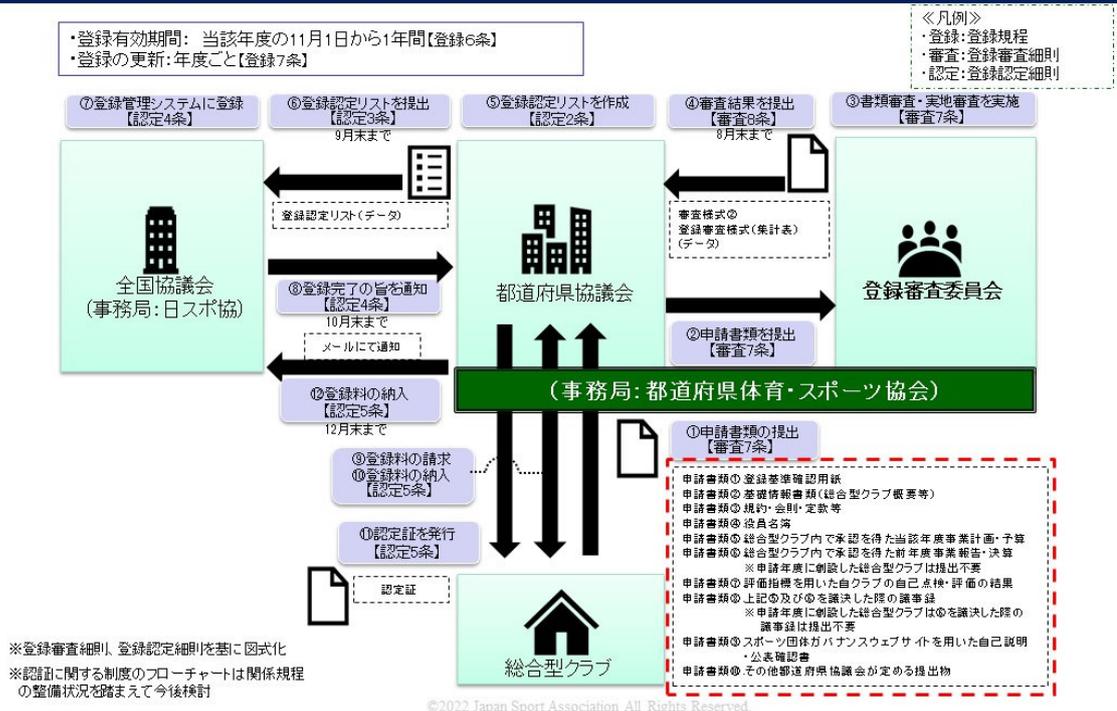
図2. 登録・認証制度の運用体制図(登録に関する制度)



4 登録申請から登録認定までの手続きの流れ

図3は、登録申請から登録認定までの手続きの流れをフローチャートで示したものです。
資料下部の総合型クラブの絵(クラブハウスのようなマーク)の右上「①申請書類の提出」から、資料の中ほどの「⑫登録料の納入」までの手続きを示しています。
総合型クラブは、都道府県協議会を通じて、全国協議会に登録する手続きとなっています。

図3. 登録申請から登録認定までの手続きの流れ(フローチャート)



5 登録料

登録料は1クラブ当たり1年間で5,000円としています。このほか、都道府県協議会ごとに必要な登録料等を設定している場合もあります。

登録料5,000円については、この登録制度を運用していくにあたって必要となる経費の一部に充当することとしています。

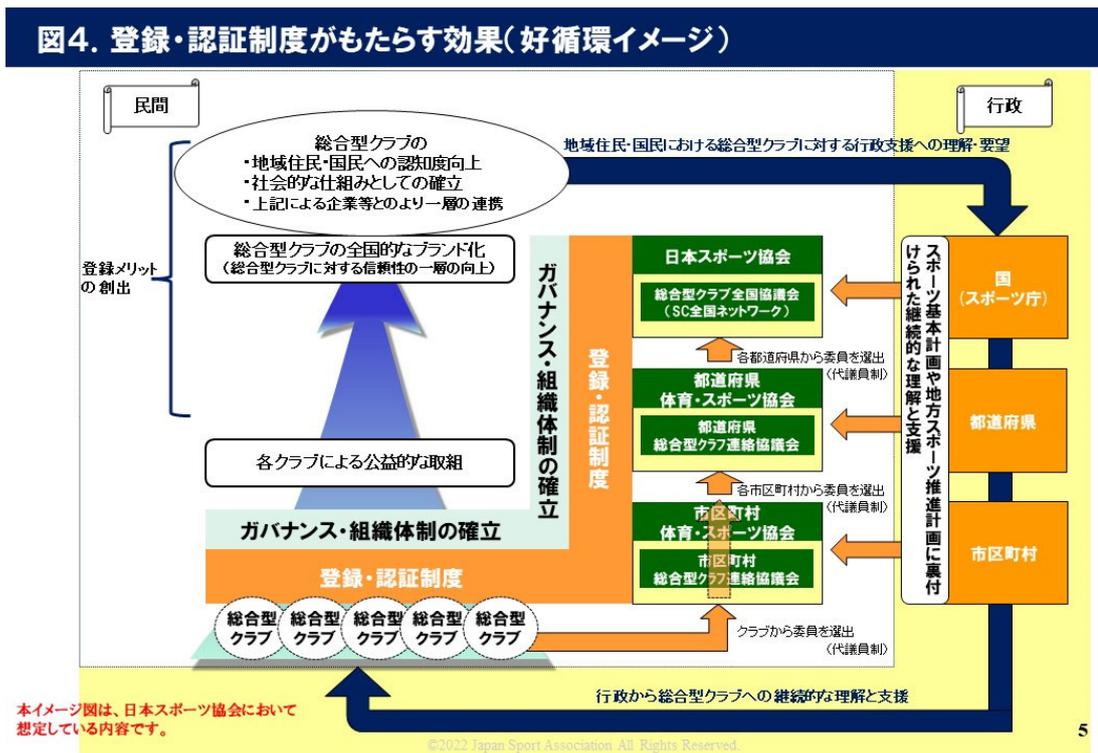
登録クラブに登録料を納めていただくことにより、全国協議会は全国の登録クラブが参集して構成する、いわゆるメンバーシップによる組織として確立する第一歩にできればと考えています。

6 制度がもたらす効果

図4は、制度がもたらす効果のイメージを示しています。

中央に逆エル字型で登録・認証制度を示していますが、下部の各クラブから右に伸びる矢印にあるように、市町村や都道府県段階から委員を選出することでボトムアップの体制(代議員制)を確立するとともに、各級スポ協組織は、関係者全員の拠り所となる登録・認証制度により、ガバナンス・組織体制を確立し、各クラブの公益的な取組を側面支援することで、総合型クラブの全国的なブランド化を図ります。

登録・認証制度の創設により、ガバナンス・組織体制の確立を図ることで、総合型クラブの公益性が高まるとともに、地域住民や国民に認知され、総合型クラブが社会的な仕組みとして定着し、企業等とのより一層の連携・協力はもとより、各行政機関における総合型クラブへの理解や支援がさらに強固なものになっていくような好循環を期待するというイメージです。



7

今後の展望

令和4年3月25日に策定された国の第3期スポーツ基本計画では、次のように記載されています。

(第3期スポーツ基本計画抜粋)

第2部 今後取り組むべきスポーツ施策と目標

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

②地域のスポーツ環境の構築

[具体的施策]

ウ 国、JSPPO及び地方公共団体は、中間支援組織67が取り組む総合型クラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。

エ 国及びJSPPOは、総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。

67 総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会のこと。

上記の具体的施策に記載されているように、今後は、登録・認証制度の運用を通じて、総合型クラブの質的向上や、総合型クラブ、都道府県スポ協、都道府県行政等の関係者の連携による地域スポーツ環境の整備やスポーツを通じた地域課題解決に向けた取組を促進することが求められています。

第3期スポーツ基本計画では、その他にも様々な取組が盛り込まれていますが、「総合型クラブ」の文言が多く施策に見られ、総合型クラブに対する期待が一段と高くなっているものと認識しています。

また、昨今議論が活発になっている運動部活動の地域移行に関して、総合型クラブはその受け皿のひとつとして期待されています。

登録・認証制度を基に、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブの信頼性を確保することにより、学校や行政等との連携体制の構築を促進し、持続可能な子どものスポーツ環境を構築していきたいと考えています。

登録・認証制度は、関係者の皆さまのご理解とご尽力により整備することができました。これからは、制度を活用した取組の実践が必要になります。特に前述した制度がもたらす効果のイメージを具現化することが重要であると考えています。

引き続き関係者の皆さまとともに、総合型クラブによる地域スポーツ環境の整備・充実はもとより、スポーツを通じた地域課題の解決に向けた取組を全力で促進していきたいと考えておりますので、今後ともご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。